

九条の会・牛田 第8回総会 ・ 講演会

弁護士 石森雄一郎

平成29年3月26日に九条の会・牛田さん主催の講演会にて、講演を行いました。



「原発被災者の損害の本質」について、自分自身の体験及び先日下された前橋地裁の判決を踏まえてお話しさせていただきました。約30名の参加者の皆さんが真剣に聞いておられ、講演後は多くのご質問をいただきました。

広島における原爆被害とリンクする部分もあり、講演会後の懇親会でもたくさんご意見をいただきました。

「原発被災者の損害とは何か」

講師 石森 雄一郎さん（弁護士）



2009年 福島県弁護士会にて弁護士登録

2013年 広島弁護士会に登録・石森総合法律事務所開設

日弁連での役職-災害復興支援委員会・委員

広島弁護士会での役職-災害復興ワーキンググループ所属

公害対策環境保全委員会・委員長、生存権擁護委員会・委員、

裁判員制度委員会・委員

福島原発事故によって、広島県内に避難してきた人たちが、東京電力と国に損害賠償を求める裁判を起こしました。石森雄一郎弁護士は、その弁護団の一人で、自らも郡山から広島へ避難してきた原告として裁判に臨まれています。フクシマとヒロシマを結ぶものは何か。ご一緒に考えてみませんか。